

平 戸 市 監 査 公 表 第 159-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 3 年 12 月 27 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 首 藤 毅 彦

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

長寿介護課

第 3 監査の期間

令和 2 年 10 月 14 日（水）、15 日（木）、16 日（金）

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：長寿介護課】

区 分	内 容	措 置
指摘事項	<p>1. 契約事務について</p> <p>予定価格が、平戸市契約規則第 23 条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合でも、予定価格調書を作成することになっているが、作成されていない事例（50 万円を超える委託契約）が見られたので、同規則に基づき適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>平戸市契約規則に基づき、適正な事務執行に努めています。</p>
指導事項	<p>1. 関係例規の整備について</p> <p>下記の例規については、条文と様式間における字句の相違や誤字等が見られたので、適正な例規整備に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平戸市高齢者地域ふれあい事業補助金交付要綱 ・平戸市高齢者いきいきおでかけ支援事業実施要綱 ・平戸市在宅寝たきり高齢者等介護見舞金支給要綱 ・平戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則 	<p>早急に対応いたします。</p>
意 見	<p>1. 平戸市高齢者地域ふれあい事業について</p> <p>本事業では、「平戸市いきいきサロンの手引き」において補助対象経費から備品購入費等を除外しているが、補助金として除外費目があるのであれば同事業補助金交付要綱において補助対象経費を明記することが望ましい。</p> <p>また、ラジカセやDVDの代金が備品購入費として対象経費から除外されているが、団体の運営及び活動目的に沿った用途範囲に限り、対象経費として認めることで事業推進に寄与すると思われる。</p>	<p>例規改正については、早急に対応いたします。</p> <p>また、ラジカセやDVD等の備品購入費については、これまで同様補助対象外としたいと考えますが、今後要望等があった場合は、改めて検討してまいります。</p>

<p>2. 「食」の自立支援事業について</p> <p>本事業は、平戸地区、田平地区及び大島地区においては平戸市社会福祉協議会に、生月地区においては生月福祉会に、令和元年度から大島地区を除いて1食 1,000円（利用者 400円、市 600円負担）で委託しているが、受託者にとっては収支が見合っており、大島地区においては、総価契約（精算方式）のため欠損金は生じていない。配食エリア、配食回数など条件に応じた適正な価格設定に向けて十分な協議を進められたい。</p> <p>また、令和元年度の配食数は 5,373食で、平成 27年度の 32,876食と比較すると 83.6%の減少、前年度の 7,769食と比較しても 30.8%の減少となっている。利用者数の減少及び事業の有意性を検証するとともに、近年、民間事業者も参入しており、こうした民間事業者の活用ができないか検討されたい。</p> <p>3. 時間外命令と在庁時間について</p> <p>令和元年度の出退勤表による勤務時間後の在庁時間について、休職期間のあった職員を除いた高齢者支援班員で年間平均約 440時間（うち時間外勤務命令時間 43時間）、また保健師だけでは年間平均約 635時間（うち時間外勤務命令時間 51時間）となっていた。</p> <p>1人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦の世帯が増加しており、相談内容も多様化、複雑化して困難事例が多くなっていることから長時間の対応を余儀なくされている。また、成年後見制度利用相談など外部の専門家と多くの協議を要する業務も増えている。</p> <p>人員編成や継続的な業務見直しを進め、労務環境を整えるとともに時間外勤務命令</p>	<p>令和3年度においては、事業所と協議の上、一食当たりの単価の設定や配達に係る時間等に見合う人件費及び燃料費の一部助成の追加等、委託料の見直しを行っております。なお、一部の事業所においては、他事業との経費の按分、算出方法が不適切と思われるため、当該事業に係る経費の算出方法は市独自で行う旨説明しております。</p> <p>また、民間事業所の活用を現在協議、検討しております。</p> <p>職員の配置や現状等について、人事課と協議するとともに、実態に合った予算の計上に努めてまいります。</p>
---	--

	<p>の適切な対応に努められたい。</p> <p>4. 高齢者支援班内にある老人クラブ連合会事務局について</p> <p>老人クラブ連合会事務局は、高齢者支援部署内に配置され、市の備品である机やパソコン等を貸与し、プリンターを使用させるために庁内ネットワークへアクセスが可能な状態となっている。</p> <p>また、外部団体の事務局であるため、その従事者に対する監督権限はなく、個人情報も多く扱う部署であることから、平戸市個人情報保護条例第9条第1項第2号に定める「個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止」するために十分な措置を講じられたい。</p>	<p>老人クラブ連合会に対し、専用のパソコン及びプリンターの設置を求め、庁内ネットワークへのアクセスが不可能といたしました。</p>
--	---	--